

リース会社との共同申請スキームにおける第三者機関について

令和4年3月
事業再構築補助金事務局

事業再構築補助金では、3月下旬に開始することを予定している第6回公募から、機械装置・システム構築費については、中小企業等がリース会社に支払うリース料から補助金相当分が減額されることなどを条件に、中小企業等とリース会社が共同申請をする場合には、その購入費用について、リース会社を対象に補助金を交付することを可能とすることを予定しています。

本スキームにおいて、リース料から補助金相当分が減額されていることなどの確認を第三者機関に求めることとしますので、第三者機関として、本スキームに参画することを希望する団体がいらっしゃいましたら、以下の第三者機関に求める要件を満たすことを確認の上、事務局までご連絡ください。

事務局において、第三者機関としての適格性を審査の上、参画可否についてご回答させていただきます。

【第三者機関に必要な要件】

- ①事業再構築補助金に関わる全ての中小企業等やリース会社に対して中立的な立場で業務を実施することが出来ること
- ②リースについての専門的な知識を有すること
- ③営利目的で行うものでないこと
- ④第三者機関の業務を行うのに十分な能力・体制を有すること
- ⑤第三者機関において不正が疑われる場合には、必要に応じて事業再構築補助金事務局の調査に協力し、不正が発覚した場合には、以後当該スキームへの関与を認めず、またその旨を公表されることについて同意すること
- ⑥反社会勢力でなく、反社会勢力と関係もないこと
- ⑦上記①～⑥について事業再構築補助金事務局に対して誓約書を提出すること